医療機器の共同利用計画・稼働状況に関する手続の流れ

対象医療機器の購入(更新)・設置 【医療機関】

CT、PET、マンモグラフィ、

MRIの場合

放射線治療機器の場合

【医療機関】

医療法第15条第3項及び医療法施行 規則第24条の2の規定により、設置 後10日以内に所管の保健所へ届出 「エックス線装置備付届」

【保健所】

所管の保健所への届出または、随時の施設開設等の 相談の際に、「共同利用計画」の作成・提出につい て情報提供する

【医療機関】

「共同利用計画」の作成・提出 (県医療薬務課へ、設置後1ヶ月以内に)

【県医療薬務課】

提出された「共同利用計画」を取りまとめ、県内6 地域で開催する地域医療構想調整会議で情報を共有

【県医療薬務課】

「共同利用計画」の提出のあった医療機関のうち、 令和5年4月1日以降に対象医療機器を購入(更 新)・設置した医療機関に対し、「医療機器稼働状 況報告書」の作成を依頼(毎年度1回実施)

【医療機関】

「医療機器稼働状況報告書」の作成・提出 (県医療薬務課へ)

【県医療薬務課】

提出された「医療機器稼働状況報告書」を取りまと め、県内6地域で開催する地域医療構想調整会議で 情報を共有

共 口 利 用 計 阃 に 関 す る 手 続

稼 働 状況に 関 する手 続